

平成 24 年 2 月 23 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による  
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、売買単位の集約に係る上場制度の整備等について見直しを行います、概要は次のとおりです。

「売買単位の集約に係る上場制度の整備等について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 24 年 3 月 8 日（木）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 24 年 3 月 8 日（木）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 24 年 3 月 8 日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

売買単位の集約に係る上場制度の整備等について

平成24年2月23日  
証券会員制法人 札幌証券取引所

I. 趣旨

本所では、投資者の利便性の向上を図るため、平成19年11月27日に「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表、他の証券取引所と協同で売買単位の集約に向けた取組みを進めてきました。

今般、東日本大震災の影響等を踏まえ延期していた「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進するための制度整備を行うこととします。

また、事業再生ADRの利用が拡大していることを踏まえ、事業再生ADRに基づく整理を行う場合の債務超過の廃止基準の猶予期間を延長するなど、上場制度について所要の整備を行うこととします。

II. 概要

項 目	内 容	備 考
<p>1. 売買単位の集約に向けた対応</p> <p>(1) 100株と1000株への集約</p> <p>(2) 100株への統一に向けた努力義務の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場会社に対して、単元株式数を100株とすることを義務づけます。ただし、現在、単元株式数が1000株となっている上場会社は除きます。</li> <li>・上場会社が、単元株式数を100株とすることを、企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単元株式数が1株、10株、50株又は500株となっている上場会社は、平成26年4月1日までに、100株に移行するものとします。</li> <li>・同日までに移行しなかった上場会社は、公表措置の対象とします。</li> </ul> <p>※将来的に100株単位に統一することを念頭において、現在、単元株式数が1000株となっている上場会社の100株への移行を促進するために、努力義務を課すものです。</p>
<p>2. その他</p> <p>(1) 事業再生ADRに基づく整理を行う場合の債務超過基準の特例</p> <p>(2) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場会社が、事業再生ADRに基づく整理を行うことにより2年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合について、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。</li> <li>・会計方針の変更又は表示方法の変更が行われた場合に開示されることとなる比較情報の数値は、上場廃止基準への適合性の判断には利</li> </ul>	<p>※「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合と同様の特例を新設する趣旨です。</p>

項 目	内 容	備 考
る会計基準」及び関連する実務指針等への対応 (3) 受益権の併合又は分割  (4) 新株予約権の上場基準の見直し  (5) その他	用しないこととします。  ・受益権の併合又は分割について、以下の対応を行うこととします。  ー流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある受益権の併合又は分割を行わない旨の遵守事項を新設することとします。 ー受益権の併合又は分割を行うことを決定した場合、当該事実及びその他の必要な事項について適時開示を求めることとします。 ・株主平等原則の趣旨に反することが明らかな場合など、公益・投資者保護の観点から適当でないと認められる場合には、上場を承認しないこととします。  ・その他所要の整備を行うものとします。	※新株予約権の上場の可否についての予測可能性を高めるため、例外として上場を承認しない場合を明確化する趣旨です。 ・外国居住株主による新株予約権の行使を制限するライツ・オファリングにおいて、その制限の必要性又は相当性が認められないことが明らかな場合には、左記の場合に該当するものとします。

### Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・平成24年4月を目途に実施します。

以 上